

消防予第 385 号
平成 29 年 12 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

風俗営業を営む特殊浴場の防火対策に係る注意喚起等の実施について

12 月 17 日に埼玉県さいたま市で発生した特殊浴場の火災では、これまでのところ、死者 4 名、負傷者 8 名（重症者 1 名（意識不明）、中等症 6 名、軽症 1 名）の被害が発生しています（別紙参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁でも、現地に職員を派遣し、情報の収集等に努めているところです。現時点で出火原因等は特定されていませんが、3 階建て建物の主に 2 階及び 3 階が大きく焼損し、煙等が充満すること等により、逃げ遅れて死傷した可能性が考えられます。

このような状況を踏まえ、類似の火災による被害の発生を防止するため、当面は管内の風俗営業を営む特殊浴場が存する下記 1 の防火対象物に対し、下記 2 から 3 の事項に留意の上、立入検査を実施すること等により防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図られますようお願いします。

なお、本火災を踏まえた建築物への指導について、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて別添（以下「国交省通知」という。）のとおり通知がなされていますので、立入検査等に当たっては、関係部局との必要な連携を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いします。

記

1 対象とする防火対象物

以下の条件を全て満たす防火対象物とする。

- (1) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1（9）項イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）又は(16)項イに掲げる防火対象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）であること。

- (2) 3階建て以上の建築物であること。
- (3) 2階以上の階であって、令第10条第1項第5号に規定する無窓階である階に令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存すること。

※1 対象とする防火対象物が多数となる場合は、以下のアからウに該当するもの又は未是正の消防法令違反があることを覚知しているものや長期間立入検査を実施していないものを優先的に指導対象とするなど、計画的な指導を図りたい。

ア 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条に基づく防火管理の義務の対象となっていないものであること。

イ 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って、消火器及び非常警報設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないものであること。

ウ 令別表第1(9)項イの用途に供される部分が地階又は2階以上の階に存するもので、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ、又は消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないものであること。

※2 上記(1)及び(3)並びに※1に関して、令別表第1(2)項ハの用途に供される部分が存する防火対象物で、これらと同様の火災危険性が想定されるものがある場合には、必要に応じ、指導の対象とされたい。

※3 令別表第1(9)項イの用途については、国交省通知では、「個室付浴場業(建築基準法別表第二(イ)項第7号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業をいう。)に係る公衆浴場」とされているので、建築部局との連携に当たっては留意されたい。

2 当面の対応

(1) 消防法令違反等の是正の徹底

上記1の防火対象物において、消防用設備等の設置状況や消防用設備等の点検等に係る消防法令違反がある場合は、火災発生時に大きく被害が拡大することが予想されることから、違反が認められる場合にあっては、重点的に改善指導を図るとともに、必要に応じ、違反処理基準に基づく所要の措置を講ずること。

(2) 防火対策に係る注意喚起等

次の事項について、避難施設等の自主点検や訓練等の実施を促し、その徹底を図ること。

ア 階段等の避難施設や避難器具の避難空地及びその付近に避難の支障になる物が放置されないよう適切に管理すること。また、階段室の防火戸についてその閉鎖の支障になる物が放置されないよう適切に管理すること。

イ 消火器や避難器具等の消防用設備等の使用方法について再確認するとともに、必要に応じ、従業員による訓練を実施すること。また、火災発生時における利用客等への周知や避難誘導の方法について再確認するとともに、必要に応じ、従業員による訓練を実施すること。

ウ たばこの吸い殻等の適切な始末や火気使用設備・器具の適切な管理など、出火防止対策を講じること。また、建物周辺に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策を講じること。

3 その他

- (1) 法第8条に基づく防火管理の義務の対象となっていないものに対する上記2に掲げる当面の防火対策の更なる徹底に際しては、当該防火対策に係る必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者に対し、直接、必要な注意喚起等を図られたいこと。
- (2) 上記1の防火対象物が建築基準法に適合しない可能性がある場合は、必要に応じて、建築部局へ情報提供するとともに、合同での立入検査の実施を検討するなど、連携に努められたいこと。
- (3) 立入検査の実施に当たっては、防火対象物の用途・規模等のほか、過去の立入検査における指摘事項の是正状況や点検結果報告書等の自主管理の実施状況を考慮するなど、火災危険性を考慮した適切な計画策定に引き続き留意されたいこと。

消防庁予防課企画調整係 担当：千葉、桐原、諸田 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

さいたま市特殊浴場火災（第3報）

消防庁災害対策室

平成29年12月18日

20時00分現在

※下線部は前回からの変更点

1 発生日時等

発生日時刻：平成29年12月17日（調査中）

覚知時刻：平成29年12月17日 14時02分

鎮圧時刻：平成29年12月17日 18時48分

鎮火時刻：平成29年12月17日 21時04分

2 発生場所

住 所：埼玉県さいたま市大宮区宮町4丁目25番地6

用 途：特殊浴場（消防法施行令別表第1（9）項イ）

3 火元建物概要

構 造：鉄骨造（準耐火造）

階 数：3階建て

建築面積：72㎡

延べ面積：170.65㎡

4 死傷者等

（1）人的被害

死 者：4名

負傷者：8名（重症1名、中等症6名、軽症1名）

（2）建物被害

焼損程度：全焼

焼損床面積：調査中

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具（任意設置）

7 消防庁の対応

- 12月17日（日） 15時27分 さいたま市消防局から埼玉県を通じて第1報受領
17時16分 さいたま市消防局から埼玉県を通じて第2報受領
消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
18時44分 さいたま市消防局から埼玉県を通じて第3報受領
18時44分 さいたま市消防局から埼玉県を通じて第4報受領
19時05分 さいたま市消防局から埼玉県を通じて第5報受領
21時52分 さいたま市消防局から埼玉県を通じて第6報受領
- 12月18日（月） 08時00分 消防庁職員2名を現地に派遣。
20時00分 消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等宛てに「風俗営業を営む特殊浴場に係る注意喚起等の実施について」（平成29年12月18日付け消防予第385号）を通知

<連絡先>

消防庁予防課

担当：塩谷・四維

電話：03-5253-7523

国住指第 3255 号
平成 29 年 12 月 18 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

個室付浴場業に係る建築物を対象とした違反对策の徹底について

12 月 17 日に埼玉県さいたま市の個室付浴場業に係る公衆浴場において発生した火災により、死者 4 人、負傷者 8 人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

国土交通省においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等も明らかではないものの、違反建築物であった疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、個室付浴場業に係る公衆浴場に対する違反对策等について、下記のとおり、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方お願いする。

なお、本火災を踏まえた防火対象物に対する指導について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされている。防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 対象とする建築物

3 階以上の階に、個室付浴場業（建築基準法別表第二 (イ) 項第 7 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業をいう。）に係る公衆浴場がある建築物とする。なお、対象とする建築物が多数となる場合は、未是正の建築基準法令違反があることを覚知しているものや長期間立入検査を実施していないものを優先的に指導対象とするなど、計画的に指導を図られたい。

※ 特に、延べ面積が 500 m² を超える建築物や居室の床面積が 200 m² を超える階を有する建築物については、排煙設備や廊下幅等の規定について違反がないかどうか留意すること。

2. 違法に建築等されている物件への対応

消防部局等と必要に応じて連携し、上記1の建築物について、建築、大規模の修繕・模様替等を行ったことにより、違反となっているものがないかどうか確認を行い、当該違反が確認された場合には、適切に是正措置を講じること。

なお、個室付浴場業に係る公衆浴場については、消防法令においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(9)項イに掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものに限る。）が該当するため、消防部局との連携に当たっては留意すること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（平成18年5月11日付け国住指第541号）」及び「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について（平成23年9月8日付け国住安第28号）」に準じて、必要に応じて事実関係を公表又は地方整備局等を通じ国土交通大臣へ当該情報を提供するようお願いする。

3. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないものなど、避難安全性の確保の必要性が高いもの等に重点を置いて、個室付浴場業に係る公衆浴場を対象とした防災査察を実施すること。